

仙台都心地区の「まちなかウォーカブル推進事業」について

「まちなかウォーカブル推進事業」の目的

いま、まちなかを人中心の空間に転換し、多様な活動や交流の場に改変していく取り組みが、市民生活を豊かにするだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸のほか、様々な地域課題の解決や価値創造につながると世界的に注目されています。

仙台市では、この取り組みを推進するため、都心部において、居心地が良く巡り歩きたくなるまちなか空間を形成するとともに、市民が快適に滞在できるオープンスペースを創出する「まちなかウォーカブル推進事業」を創設し、地域のまちづくり団体や民間事業者の皆様などと連携し、国の様々な支援制度などを活用しながら、公共空間や民地における滞在環境向上に資する事業に取り組んでいます。



仙台市は、国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に登録されています。 国土交通省HPより引用

◆これまでの取り組み紹介

定禅寺通活性化推進事業の取り組み

検討会が策定した「定禅寺通エリアまちづくりビジョン2030」を踏まえ、定禅寺通の再整備を推進するとともに、まちづくり団体によるエリアマネジメントを支援



肴町公園周辺エリアまちづくり協議会の取り組み支援

協議会による「エリアビジョン」の作成や公園再整備構想の検討を支援するとともに、肴町公園や晩翠通等での社会実験の実施を支援



青葉通まちづくり協議会の取り組み支援

協議会が作成した「青葉通まちづくりビジョン」に掲げる将来像を実現するため、拡幅された青葉通の歩道空間や東二番丁地下通路等を活用した社会実験の実施を支援



青葉通駅前エリアのあり方検討の取り組み

まちづくりの機運が高まる青葉通駅前エリアにおいて、道路空間と沿道建築物の一体的な利活用に向けた社会実験を実施するとともに、エリアの将来ビジョンや整備の方向性について検討を実施



仙台駅東まちづくり協議会の取り組み支援

協議会が作成した「仙台駅東まちづくり計画」に掲げるまちの将来像の実現方策として、榴岡公園や宮城野通などの公共空間の活用の可能性の検討や市民ニーズ調査の実施を支援



マップは、南北線沿線まちづくりプラン（中間案）より引用

◆民地のオープンスペース化等に係る税制優遇制度のご紹介

居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指す「まちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）」において、土地所有者の皆様等が、仙台市による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や既存建物低層部のオープン化（一体型滞在快適性等向上事業）を行った場合に、整備が完了した年の翌年から5年間、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる制度です。

詳しくは制度概要説明資料をご覧ください。【整備の期限：令和6年3月31日まで】

【まちなかウォーカブル推進事業に関するお問い合わせ】

仙台市都市整備局 都心まちづくり課 TEL:022-214-8311 / E-MAIL : tos009225@city.sendai.jp

まちなかウォーカーブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体・補助率

【交付金】 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1/2
【補助金】 都道府県、民間事業者等 国費率：1/2

施行地区

① 都市再生整備計画事業の施行地区※、かつ、
② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
(当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む)

※立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村に対する令和6年度未までの経過措置は対象外

対象事業

【基幹事業】
道路、公園、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)



事業のイメージ

Walkable 歩きたくなる空間の創出

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備(フリンジ駐車場、外周道路等の整備)

Eye Level 歩行者目線の1階をまちに開放

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

Diversity 既存ストックの多様な主体による多様な利活用

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

Open 開かれた空間の滞在環境の向上

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画(市町村が作成するまちづくりのための計画)の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
*協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会
その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け
〔予算〕官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援

滞在快適性等向上区域

官 × 民

街路等の公共空間の改変 × オープンスペースの提供・利活用

一体型滞在快適性等向上事業

・市町村等による歩行者滞在空間の創出(街路の広場化等)
〔予算〕交付金等による支援

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化(①)や建物低層部のガラス張り化等(②)
〔税制〕固定資産税の軽減
〔予算〕補助金による支援

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
〔金融〕低利貸付による支援

・駐車場の出入口の設置を制限(メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置)

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

まちなかウォーカーブル推進事業の支援メニューの例

歩きたくなる空間の創出

■ 街路等の広場化

■ 道路・公園・広場の整備、改修・改変

■ 街路等の芝生化・高質化

■ 駐車場出入口付替

■ 外周道路等の整備

■ 外観修景

ウォーカーブル区域側の駐車場出入口を閉鎖

環状道路の整備による通過交通の分散

歩行者目線の1階をまちに開放

■ グラウンドレベル修復整備

■ 既存建造物リノベーション

建物1階部分を透明化し、まちとの一体感を提供

空き店舗を改修し、開かれた1階部分に地域拠点形成

既存ストックの多様な主体による多様な利活用

■ 街路空間の利活用

■ 公共空間利活用施設整備

■ 開かれた空間の滞在環境の向上

■ 滞在快適性向上施設

■ 社会実験・コーディネート・運営支援

給排水設備

電源設備

ストリートファニチャーの設置

パークレット社会実験

合意形成に向けたコーディネート